

米国食品安全強化法

FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に
基づき義務付けられる、
食品添付文書中の要管理危害の説明：
産業界向けガイダンス
ガイダンス案（仮訳）

2017年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品課

本仮訳は、2016年10月に公表された米国食品安全強化法「FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に基づき義務付けられる、食品添付文書中の要管理危害の説明：産業界向けガイダンス ガイダンス案」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/ucm524553.htm>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、米国食品安全強化法（FSMA）への対応の参考とすることを目的に本仮訳を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本仮訳のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本仮訳をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/fsma>)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に基づき義務付けられる、食品添付文書中の要管理危害の説明：業界向けガイダンス ガイダンス案（仮訳）】

FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に基づき
義務付けられる、食品添付文書中の要管理危害の説明：
産業界向けガイダンス

ガイダンス案

本ガイダンスは、意見募集目的にのみ配布されます。

あらゆるガイダンスに関して随時意見を表明することが可能ですが（21 CFR 10.115(g)(5)を参照）、米国食品医薬品局（FDA）がガイダンスの最終版の作業を始める前に、ガイダンス案への意見を確実に検討できるように、ガイダンス案の公表を知らせる公告の官報掲載日から 180 日以内に、ガイダンス案に対する意見を電子形式または書面にてご提出ください。電子形式の意見は、<http://www.regulations.gov> 宛てにご送信ください。書面による意見は、米国食品医薬品局文書整理部（HFA-305）、5630 Fishers Lane, rm. 1061, Rockville, MD 20852 宛てにご提出ください。意見はすべて、官報掲載の公表公告に記載する文書整理番号 FDA-2016-D-2841 を明記してください。

「ヒト向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理」と題する規則に関連した本文書案への問い合わせは、食品安全・応用栄養センター（CFSAN）、240-402-2166 にご連絡ください。

「動物向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理」と題する規則に関連した本文書案への問い合わせは、動物用医薬品センター（CVM）、240-402-6246 にご連絡ください。

「ヒトが消費する農産物の生産、収穫、梱包および保管に関する基準」と題する規則に関連した本文書案への問い合わせは、CFSAN、240-402-1636 にご連絡ください。

「ヒト向け食品および動物向け食品の輸入業者向けの外国供給業者検証プログラム」と題する規則に関連した本文書案への問い合わせは、米国食品医薬品局政策課、301-796-4576 にご連絡ください。

米国保健福祉省
食品医薬品局
食品安全・応用栄養センター
動物用医薬品センター
政策課
2016 年 10 月

目次

I.	はじめに.....	3
II.	4本の基本規則の背景.....	4
A.	パート117.....	4
1.	パート117の枠組み.....	4
2.	パート117の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」.....	4
B.	パート507.....	5
1.	パート507の枠組み.....	5
2.	パート507の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」.....	5
C.	農産物安全基準規則.....	6
1.	農産物安全基準規則の枠組み.....	6
2.	農産物安全基準規則の「商業加工免除」で義務付けられる「開示説明」.....	6
D.	外国供給業者検証規則.....	6
1.	FSVP規則の枠組み.....	6
2.	FSVP規則の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」.....	7
III.	考察.....	7
A.	パート117開示説明に関するFDAの勧告.....	7
1.	特定済み危害をどのように説明するか.....	7
2.	業界の文書.....	8
B.	パート507開示説明に関するFDAの勧告.....	8
C.	農産物安全基準規則開示説明に関するFDAの勧告.....	8
1.	特定済み危害をどのように説明するか.....	8
2.	業界の文書.....	8
D.	FSVP規則開示説明に関するFDAの勧告.....	9
1.	特定済み危害をどのように説明するか.....	9
2.	業界の文書.....	9

FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に基づき
義務付けられる、食品添付文書中の要管理危害の説明：
産業界向けガイダンス¹

本ガイダンス案は、最終版が確定した場合には、本件に関する食品医薬品局（FDA または当局）の現在の見解を表すものとなります。これは、何人に対しても何らかの権利を定めるものではなく、また、FDA または国民を拘束するものではありません。準拠法令の要件を満たせば、代替的アプローチを用いることができます。代替的アプローチを検討する際は、下記の URL から入手できる書式を提出し、FDA の技術支援ネットワークにご連絡ください。

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm459719.htm>

I. はじめに

本ガイダンスは、FDA 食品安全強化法（FSMA； Pub. L. 111-353）の施行の一環として、当局が連邦規則集第 21 卷（21 CFR）のパート 1、サブパート H）に定める 7 本の基本規則のうち 4 本に関連する。表 1 に、4 本の規則を挙げる。

表 1： FSMA 施行の枠組みとなる 4 本の基本規則

名称	規則の法典化	本ガイダンスの目的における略称	公告
ヒト向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理	21 CFR パート 117	パート 117	80 FR 55908 2015 年 9 月 17 日
動物向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理	21 CFR パート 507	パート 507	80 FR 56170 2015 年 9 月 17 日
ヒトが消費する農産物の生産、収穫、梱包および保管に関する基準	21 CFR パート 112	農産物安全規則	80 FR 74354 2015 年 11 月 27 日
ヒト向け食品および動物向け食品の輸入業者向けの外国供給業者検証プログラム	21 CFR パート 1、サブパート L	FSVP 規則	80 FR 74226 2015 年 11 月 27 日

¹ 本ガイダンスは、食品安全・応用栄養センター食品安全部、動物用医薬品センター監視順守部、米国食品医薬品局長官室政策課により、共同で作成された。

拘束力のない提言案を記載
施行用ではない

本ガイダンスは、食品添付文書の中で、一定の危害が事業者によって管理されない旨の開示説明を義務付ける一定の規定（パート 117、パート 507、農産物安全規則、または FSVP 規則）の対象となる事業者向けのものである。本ガイダンスは、パート 117、パート 507、農産物安全規則、または FSVP 規則の他の義務については取り上げない。

FDA のガイダンスは、本ガイダンスを含め、法的に強制可能な責任を定めるものではない。ガイダンスは、あるトピックに関する当局の現在の考えを示すものであり、特定の規制上または法律上の義務が挙げられている場合を除き、勧告としてのみ受け止めるべきである。FDA ガイダンス中の「べき (*should*)」の語の使用は、何かが提案または勧告されるが、要求されていないことを意味する。

II. 4 本の基本規則の背景

A. パート 117

1. パート 117 の枠組み

パート 117 では、当局は「ヒト向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理」と題する規則を定めている。とりわけ、パート 117 のルール制定は、ヒト向け食品の製造、梱包または保管に関する現行適正製造規範 (CGMP) 規則を改正し、新たなパート 117 のサブパート A、B および F の中で、それを刷新および確立した。また、パート 117 は、サブパート A、C、D、E、F および G で、連邦食品医薬品化粧品 (FD&C) 法第 415 条 (21 U.S.C. 350d) ²に基づき登録を要する国内および外国の施設が、ヒト向け食品に関する危害分析およびリスクに応じた予防管理を導入および実施する新たな義務を盛り込んでいる (ヒト向け食品予防管理義務)。パート 117 のヒト向け食品予防管理義務は、ヒト向け食品について、FD&C 法第 418 条 (21 U.S.C. 350g) に定められた FSMA の規定を施行するものである。

パート 117 には、CGMP 義務とヒト向け食品予防管理義務の一定の免除が含まれている。この免除については、21 CFR 117.5 を参照のこと。

他の義務のうち、パート 117 のサブパート C は、予防管理を要する危害の有無を判定するため、ヒト向け食品を製造・加工する施設に危害分析を行う義務 (21 CFR 117.130)、工程管理 (21 CFR 117.135(c)(1))、食品アレルゲン管理 (21 CFR 117.135(c)(2))、衛生管理 (21 CFR 117.135(c)(3))、サプライチェーン管理 (21 CFR 117.135(c)(4)) など、いくつかのタイプの取り得る予防管理を明記している。

2. パート 117 の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」

パート 117 のサブパート C は、ヒト向け食品の製造業者・加工業者が予防管理を要する危害を特定し (以下、「特定済み危害」という)、当該特定済み危害を管理しておらず、危害の対処を流通チェーン内の事業者体に依拠するときに適用されるいくつかの規定 (以下、

² FD&C 法第 415 条に基づく国内外の施設の登録義務は、21 CFR パート 1、サブパート H に定められている。この文書では、当局はかかる義務を「第 415 条登録規則」と呼ぶ。

総称して「顧客条項」という)を含んでいる(21 CFR 117.136(a)(2)、(3)および(4))。顧客条項を順守する製造業者・加工業者は、特定済み危害に対する予防管理の実施を求められない。(この条項では、「顧客」とは商業顧客を指し、消費者ではない。)

顧客条項の一つの側面は、製造業者・加工業者が業界の慣習に従い、食品添付文書の中で、この食品は「[特定済み危害]を管理する加工が行われていない」と開示する義務である(21 CFR 117.136(a)(2)(i)、(3)(i)および(4)(i))。本ガイダンスでは、当局はこの義務付けられた開示を「パート117開示説明」と称する。

B. パート507

1. パート507の枠組み

パート507では、「動物向け食品に関する現行適正製造規範ならびに危害分析およびリスクに応じた予防管理」と題する規則を定めた。とりわけ、パート507を定めるルールづくりは、サブパートA、BおよびFで、CGMPの新たな義務を設けた(CGMP義務)。またサブパートA、C、D、EおよびFでは、動物向け食品の危害分析およびリスクに応じた予防管理の義務も定めた(動物向け食品予防管理義務)。パート507の義務は、第415条登録規則に基づき登録を要する国内外の施設に適用される。パート507の動物向け食品予防管理義務は、FD&C法第418条(21 U.S.C. 350g)に定められた動物向け食品に関するFSMAの規定を施行するものである。

パート507には、CGMP義務と動物向け食品予防管理義務の一定の免除が含まれている。この免除については、21 CFR 507.5を参照のこと。

他の義務のうち、パート507のサブパートCは、予防管理を要する危害の有無を判定するため、動物向け食品を製造・加工する施設の危害分析義務(21 CFR 507.33)、工程管理(21 CFR 507.34(c)(1))、衛生管理(21 CFR 507.34(c)(2))、サプライチェーン管理(21 CFR 507.34(c)(3))など、いくつかのタイプの取り得る予防管理を明記している。

2. パート507の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」

パート117と同様に、パート507のサブパートCは、動物向け食品の製造業者・加工業者が予防管理を要する危害を特定し(特定済み危害)、当該特定済み危害を管理しておらず、危害の対処を流通チェーン内の事業体に依拠するときに適用される「顧客条項」を含んでいる(21 CFR 507.36(a)(2)、(3)および(4))。顧客条項を順守する製造業者・加工業者は、特定済み危害に対する予防管理の実施を求められない。

パート117と同様に、動物向け食品の製造業者・加工業者が準拠する顧客条項の一つの側面は、製造業者・加工業者が業界の慣習に従い、動物向け食品添付文書の中で、この動物向け食品は「[特定済み危害]を管理する加工が行われていない」と開示する義務である(21 CFR 507.36(a)(2)(i)、(3)(i)および(4)(i))。本ガイダンスでは、当局はこの義務付けられた開示を「パート507開示説明」と称する。

C. 農産物安全基準規則

1. 農産物安全基準規則の枠組み

パート 112 (21 CFR パート 112) では、当局は「ヒトが消費する農産物の生産、収穫、梱包および保管に関する基準」と題する規則を定めた。とりわけ、農作物安全基準規則を定めるルールづくりは、既知のまたは合理的に予見可能な生物的危害が農産物に生じるのを予防するためおよび農産物がかかる危害によって粗悪化していないとの合理的な保証を与えるため、合理的に必要なものを含め、健康への重大な悪影響または死亡のリスクを最小限化する新たなパート 112 の手順、工程および実務を定めた。農産物安全基準規則は、一定の農産物農場に適用され、パート 117 を課せられる施設の業務には適用されない (パート 117 で定めるとおり)。パート 112 で定められた農産物安全基準規則は、FD&C 法第 419 条 (21 U.S.C. 350h) で定められた FSMA の規定を施行する。

2. 農産物安全基準規則の「商業加工免除」で義務付けられる「開示説明」

農産物安全基準規則は、21 CFR 112.1 および 112.2 が定めるとおり、「対象農産物 (covered produce)」に適用される。本来対象となる農産物は、公衆衛生上重要な微生物の存在を適切に減らし、かつ、本ガイダンス文書の対象となる開示説明を含む他の一定条件を満たす商業加工を受ける場合に、農産物安全基準規則の義務の免除を受ける資格を得る (21 CFR 112.2(b))。公衆衛生上重要な微生物の存在を適切に減らす商業加工の例は、21 CFR パート 113、114 または 120 の要件に即した加工、孢子形成微生物を死滅させる妥当性確認済みの工程を伴う処理 (トマトペーストや常温保存可能なトマトを生産する加工など)、および、精製、蒸留または他の形で農産物を糖類、油、スピリッツ、ワイン、ビールもしくは同様の製品に製造・加工するなどの加工である。この文書では、当局はこの免除を、農産物安全基準規則の「商業加工免除」と称する。

商業加工免除を満たすには、農産物を生産する農場が、とりわけ、業界の慣習に従い、農産物添付文書の中で、当該食品が「公衆衛生上重要な微生物の存在を適切に減らす加工が行われていない」と開示しなければならない。本ガイダンスでは、当局はこの義務付けられた開示を「農産物安全基準規則開示説明」と称する。

D. 外国供給業者検証規則

1. FSVP 規則の枠組み

パート 1、サブパート L (21 CFR パート 1、サブパート L) では、「ヒト向け食品および動物向け食品の輸入業者向けの外国供給業者検証プログラム (FSVP)」と題する規則を定めた。この FSVP 規則は、FD&C 法の農産物安全基準のための危害分析およびリスクに応じた予防管理の規定で義務付けられたのと同水準の公衆衛生保護を与える工程や手順を外国供給業者が用いていること、輸入される食品が粗悪化していないこと、ならびに当該食品が食品アレルギー表示に関して不正表示をしていないことを検証するため、外国供給業者検証プログラムの創設を輸入業者に義務付ける。パート 1、サブパート L で定められた FSVP 規

則は、FD&C 法第 805 条 (21 U.S.C. 384a) に定められた FSMA の規定を施行する。

2. FSVP 規則の「顧客条項」で義務付けられる「開示説明」

FSVP 規則は、危害が管理されていないまたは輸入後に危害が管理されなければ消費できない食品を輸入業者が輸入するときに適用される「顧客条項」を含んでいる (21 CFR 1.507)。同条項の一つの側面は、食品が「[特定済み危害] を管理する加工が行われていない」ことを輸入業者が顧客に開示する義務である (21 CFR 1.507(a)(2)(i)、(a)(3)(i)および(a)(4)(i))。本ガイダンスでは、この義務付けられた開示を「FSVP 規則開示説明」と称する。

III. 考察

A. パート 117 開示説明に関する FDA の勧告

1. 特定済み危害をどのように説明するか

当局は、實際上、パート 117 開示説明がもつばら生物的危害のため必要になると考える。パート 117 開示説明は、製造・加工施設が予防管理を要する危害を特定し、当該予防管理を取らなかったときにのみ適用されるからである。大半の化学的および物理的危害の場合、製造・加工施設が予防管理を要すると特定した化学的または物理的危害は、サプライ/流通チェーンの最初の製造・加工施設で管理される可能性が極めて高い。例えば、最初の製造業者・加工業者であるトウモロコシ製粉業者は、供給業者から荷受けしたトウモロコシの中に、化学的危険のアフラトキシンを特定し、物理的選別手法を用いて、アフラトキシン汚染トウモロコシ (すなわち、汚染された可能性のある、かびまたは傷みのあるトウモロコシ) を加工中に排除することができる。このように、製粉業者はアフラトキシン危害を管理し、次の製造業者・加工業者に化学的危険を渡して管理させることはないと考えられる。同様に、未加工農産物 RAC を受け取る製造・加工施設は、収穫の結果 RAC に混入した石などの物理的危険に対し、管理措置を設けて実行する可能性が高い。

当局は生物的危害について、製造・加工施設が具体的な生物的危害 (例えば、サルモネラやリステリア・モノサイトゲネス) ではなく、一般的な用語 (例えば「微生物病原体」や「公衆衛生上重要な微生物」) を用いて「特定済み危害」を説明することで、パート 117 開示説明の義務を順守しているとみなす。かかる説明は、重要な安全情報を適切に伝える。かかる開示説明を添付した食品を受け取る事業所が、パート 117 の CGMP 義務、ヒト向け食品予防管理義務、または CGMP とヒト向け食品予防管理義務の両方を課せられているかどうかに関係なく、当該事業所は、食品が消費者の手に届く前に、当該食品に該当する生物的危害が確実に管理されるように、適切な措置を講じる責任を負う。

化学的および物理的危険については、化学的および物理的危険を管理せず、または顧客にそれを委託した製造・加工施設は、パート 117 開示説明の義務を課せられる。当局は、そのような施設が、管理する必要のある化学的または物理的危険に関して重要な安全情報を適切に伝える具体的用語 (例えば、「マイコトキシン」、「アフラトキシン」、「石」) を用

いて、特定された化学的または物理的危険を説明するように期待する。一般的な用語のみを用いて物理的または化学的危険に言及するのは、危険に対処するための十分な情報を顧客に提供していない。

2. 業界の文書

パート 117 開示説明の義務は、開示が「業界の慣習に従い、食品に添付した文書」で行わなければならないと明記している。21 CFR 117.136(a)(2)(i)、(a)(3)(i)および(a)(4)(i)を参照のこと。これにより、ラベル、ラベリング、船荷証券、貨物ごとの分析証明書、および、顧客の食品安全管理者が読む他の貨物付随文書または書類など、幅広いタイプの食品添付文書を用いて開示説明を提供する余地が生じる。

ただし、業界の文書の中でウェブサイト参照し、業界の文書に開示説明そのものを盛り込まないのは不十分である。パート 117 開示説明の義務の目的において、「微生物病原体を管理する加工をしていない」などの開示説明を盛り込み、かかる微生物病原体の追加情報について、読み手にウェブサイトを案内するラベリングを用いるのは、許容できる。

パート 117 開示説明で義務付けられる情報の伝達に、契約書、信用保証状、仕様書または契約条件などの文書を用いるのは、当局は推奨しない。このような文書は総じて、個別の貨物に固有のものではなく、文書の一部は顧客の食品安全管理者が入手できない可能性がある。

B. パート 507 開示説明に関する FDA の勧告

セクション III、パート 117 開示説明に関する当局の勧告の議論 A を参照のこと。同じ議論と勧告がパート 507 開示説明に該当する。

C. 農産物安全基準規則開示説明に関する FDA の勧告

1. 特定済み危険をどのように説明するか

パート 117 とパート 507 がともに、「病原体」が「公衆衛生上重要な微生物」を指すと定義していることから、さらにパート 117 の要件またはパート 507 の要件に即した一部の開示説明が、「微生物病原体」などの語を用いる可能性が高いことから、当局は、「微生物病原体の存在を適切に減らす加工が行われていない」または類似の語句で開示する農場が、農産物安全基準規則開示説明の義務を順守しているとみなす。

2. 業界の文書

セクション III. A、パート 117 開示説明に関する当局の勧告の議論を参照のこと。同じ議論と勧告が農産物安全基準規則開示説明に該当する。

D. FSVP 規則開示説明に関する FDA の勧告

1. 特定済み危害をどのように説明するか

当局は、實際上、FSVP 規則開示説明が、もっぱら生物的危害のため必要になると考える。FSVP 規則開示説明は、輸入業者が管理措置を要する危害を特定したが、当該管理措置が輸入前に、または輸入業者が製造業者もしくは加工業者であれば当該輸入業者により、取られなかったときにのみ適用されるからである。大半の化学的および物理的危害の場合、管理措置を要すると輸入業者が特定した化学的または物理的危害は、サプライ／流通チェーンの最初の製造・加工施設で管理される可能性が極めて高い。例えば、外国供給業者である動物向け食品ビタミンプレミックス製造業者が、調達先から受け取ったビタミン成分の中に、化学的危害の「栄養毒性 (nutrient toxicity)」を特定する可能性がある。このプレミックス製造業者は、プレミックス製造前に個々のビタミン成分の有効性を評価し、適切な割合でビタミン成分を配合して、栄養毒性危害を管理するだろう。このシナリオでは、プレミックス製造業者は、化学的危害を後々の顧客に渡して管理してもらえない。同様に、外国供給業者から未加工農産物 RAC を受け取る製造・加工施設である輸入業者は、収穫の結果 RAC に混入した石などの物理的危害に対し、管理措置を設けて実行する可能性が高い。

当局は生物的危害について、輸入業者が具体的な生物的危害（例えば、サルモネラやリステリア・モノサイトゲネス）ではなく、一般的な用語（例えば「微生物病原体」や「公衆衛生上重要な微生物」）を用いて「特定済み危害」を説明することで、FSVP 規則開示説明の義務を順守しているとみなす。そのような説明は、重要な安全情報を適切に伝える。かかる開示説明を添付した食品を輸入業者から受け取る事業所が、パート 117 もしくはパート 507 の CGMP 義務、予防管理義務、または CGMP と予防管理義務の両方を課せられているかどうかに関係なく、当該事業所は、食品が消費者の手に届く前に、当該食品に該当する生物的危害が確実に管理されるように、適切な措置を講じる責任を負う。

化学的および物理的危害については、化学的および物理的危害の管理を顧客に依頼する輸入業者（自ら危害を管理し、または危害が輸入前に管理されていることを検証するのではなく）は、FSVP 規則開示説明の義務を課せられる。当局は、そのような輸入業者が、管理が必要な化学的または物理的危害に関して重要な安全情報を適切に伝える具体的用語（例えば、「マイコトキシン」、「アフラトキシン」、「石」）を用い、特定された化学的または物理的危害を説明するように期待する。一般的な用語のみを用いて物理的または化学的危害に言及するのは、危害に対処するための十分な情報を顧客に提供していない。

2. 業界の文書

セクション III. A、パート 117 開示説明に関する当局の勧告の議論を参照のこと。同じ議論と勧告が FSVP 規則開示説明に該当する。

米国食品安全強化法

FDA 食品安全強化法の施行規則 4 本に基づき義務付けられる、食品添付文書中の要管理危害の説明：産業界向けガイダンス ガイダンス案（仮訳）

2017 年 2 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載